

令和8年(2026年)4月8日付け札幌市告示第1567号の内容に係る訂正について、下記のとおり告示する。

令和8年(2026年)5月20日

札幌市長 秋元克広

記

1 訂正する内容

令和8年札幌市告示第1567号の工事番号「26(環)第0015号」工事名「旧駒岡清掃工場解体ほか工事」に係る設計図書の一部を下記のとおり訂正する。

2 設計図書の訂正箇所

別紙のとおり

3 担当部局

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市財政局管財部契約管理課工事契約係

電話011-211-2442

敷地境界、敷地内工事境界には鋼板 **高さ3m** により仮囲いを行う。角部など見通しにくい場所は透明板を設置するなど安全に配慮すること。

#### (3) 敷地内禁煙

今回対象となる敷地は、全面禁煙となっている。喫煙箇所を設ける場合は、近隣地区を借用するなど受注者負担とすること。

#### (4) 稼働施設の対策

敷地の南東角にはN T T通信設備があるため6m×6mのフェンスがある。また、管理棟及び車庫については、本工事中においても利用を行っている。さらに敷地東側境界沿いには地域暖房用屋外配管がある。これらの設備については、工事側に仮囲いを設置すること。

なお、地域暖房用屋外配管については、これを避けた位置で仮囲いを設置すること。

#### (5) その他

工事関係車両の一般道での通行については、監督員が指定したルートを通行し、交通安全に努めること。また、監督員の指示に従い、工事予告看板等を設置し、進入退出路及び交通安全上必要な箇所に誘導員を配置して交通の安全と円滑な通行の確保にあたること。

一般道の通行にあたっては、一般車両等の通行を優先とし、作業車、運搬車等は十分に交通安全に留意すること。なお、本工事による破砕物の飛散や落下などによる一般車両等への影響が生じる可能性がある場合は、監督員と協議の上、適切な防止対策を講じること。

## 4 石綿除去工事

本施設では外壁仕上げ塗材(RC部分)の下地調整塗材に石綿が含有していることから、以下の方法により適正に除去・処分を行うものとする。また、その他の石綿についても本仕様書の第4章で調査した結果を踏まえ、以下を参考に適正な方法で除去・処分を行うものとする。

#### (1) 外壁仕上げ塗材の除去

塗材の除去に当たっては、「札幌市特定粉じん排出等作業における飛散防止対策マニュアル(事業者向け) 令和7年(2025年)8月 札幌市環境局」及び「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル 令和3年3月(令和6年2月改正)(令和7年3月訂正事項を反映) 厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課 環境省水・大気環境局環境管理課」(以上2冊を「石綿漏えい防止マニュアル」という。)を遵守して施工するものとする。

#### (2) 外壁及び煙突仕上げ下地調整塗材の除去時の養生等

除去時の養生に当たっては、石綿漏えい防止マニュアルを遵守して施工するものとする。なお、レベル1除去工事着手前に飛散防止養生に関して監督員の検査を受けるものとする。

#### (3) プラント機器石綿含有物等の除去

機器点検口のパッキン等において石綿含有であるものは、重機解体とせず、DXNs 除染後にプラズマ等を利用して点検口本体を切断し、分解せず、そのまま処分するものとする。

敷地境界、敷地内工事境界には鋼板 **高さ2m** により仮囲いを行う。角部など見通しにくい場所は透明板を設置するなど安全に配慮すること。

#### (3) 敷地内禁煙

今回対象となる敷地は、全面禁煙となっている。喫煙箇所を設ける場合は、近隣地区を借用するなど受注者負担とすること。

#### (4) 稼働施設の対策

敷地の南東角にはN T T通信設備があるため6m×6mのフェンスがある。また、管理棟及び車庫については、本工事中においても利用を行っている。さらに敷地東側境界沿いには地域暖房用屋外配管がある。これらの設備については、工事側に仮囲いを設置すること。

なお、地域暖房用屋外配管については、これを避けた位置で仮囲いを設置すること。

#### (5) その他

工事関係車両の一般道での通行については、監督員が指定したルートを通行し、交通安全に努めること。また、監督員の指示に従い、工事予告看板等を設置し、進入退出路及び交通安全上必要な箇所に誘導員を配置して交通の安全と円滑な通行の確保にあたること。

一般道の通行にあたっては、一般車両等の通行を優先とし、作業車、運搬車等は十分に交通安全に留意すること。なお、本工事による破砕物の飛散や落下などによる一般車両等への影響が生じる可能性がある場合は、監督員と協議の上、適切な防止対策を講じること。

## 4 石綿除去工事

本施設では外壁仕上げ塗材(RC部分)の下地調整塗材に石綿が含有していることから、以下の方法により適正に除去・処分を行うものとする。また、その他の石綿についても本仕様書の第4章で調査した結果を踏まえ、以下を参考に適正な方法で除去・処分を行うものとする。

#### (1) 外壁仕上塗材の除去

塗材の除去に当たっては、「札幌市特定粉じん排出等作業における飛散防止対策マニュアル(事業者向け) 令和7年(2025年)8月 札幌市環境局」及び「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル 令和3年3月(令和6年2月改正)(令和7年3月訂正事項を反映) 厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課 環境省水・大気環境局環境管理課」(以上2冊を「石綿漏えい防止マニュアル」という。)を遵守して施工するものとする。

#### (2) 外壁及び煙突仕上げ下地調整塗材の除去時の養生等

除去時の養生に当たっては、石綿漏えい防止マニュアルを遵守して施工するものとする。なお、レベル1除去工事着手前に飛散防止養生に関して監督員の検査を受けるものとする。

#### (3) プラント機器石綿含有物等の除去

機器点検口のパッキン等において石綿含有であるものは、重機解体とせず、DXNs 除染後にプラズマ等を利用して点検口本体を切断し、分解せず、そのまま処分するものとする。